

【別紙】

薬物違反関係者の処分内容等について

被処分者氏名等	処分内容	処分に至った事実等	備考
和田一夫(元厩務員) 65歳	競馬関与停止 2年	<p>田中伸一厩舎所属の厩務員として 平成20年1月1日午前10時ごろ、高知競馬場第22号厩舎において、平成19年度第15回高知競馬第3日目第10競走に出走すべき競走馬「セニヨールベスト号」に対し、馬の能力を一時的に高め、又は減ずる効能を有するカフェインを含有する滋養強壮剤「強力ゼロント錠」約5錠を、飼い葉に混入して経口摂取させた。</p> <p>平成20年1月2日午前10時ごろ、前記厩舎において、平成19年度第15回高知競馬第4日目第8競走に出走すべき競走馬「パラダイスゲスト号」に対し、馬の能力を一時的に高め、又は減ずる効能を有するカフェインを含有する滋養強壮剤「強力ゼロント錠」約5錠を、飼い葉に混入して経口摂取させた。</p> <p>以上の行為は、競馬法第31条第2号及び高知県競馬組合地方競馬実施規則第37条第1項の規定に違反する行為である。</p> <p>同人は、この行為により、平成20年8月5日、高知簡易裁判所に競馬法違反で起訴され、平成20年8月14日、同裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。</p>	平成20年1月21日に、競馬法違反で高知南警察署長にて、管理者名で告発。
田中伸一(調教師) 37歳	戒告・賞典停止 60日	<p>馬の管理を行う調教師として、自己の厩舎所属の和田一夫厩務員の上記の行為について、この事情を知らないで薬物等の影響下にある当該馬をそれぞれ予定の競走に出走させた。</p> <p>このことは、高知県競馬組合地方競馬実施規則第72条第1項第5号の規定に該当する行為であり、馬の管理に怠慢、放任が認められるとともに、禁止薬物陽性馬の発生防止の措置が不十分であったと認められる。</p>	